

入院基本料に関する事項

1 看護体制

(1) 障害者施設等入院基本料

入院患者数41人の一般病棟で、13対1を算定しています。

「当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお勤務時間毎の配置は次のとおりです。」

①09時00分～17時30分迄（看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。）

②16時45分～09時15分迄（看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。）

(2) 療養病棟入院基本料

入院患者数42人の療養病棟で、看護職員20対1、看護補助者20対1を算定しています。

「当病棟では、看護職員（看護師及び准看護師）並びに看護補助者が、1日にそれぞれ7人以上勤務しています。

なお、勤務時間毎の配置は次のとおりです。

①09時00分～17時30分迄（看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。）

（看護補助者1人当たりの受け持ち数は7人以内です。）

②16時45分～09時15分迄（看護職員1人当たりの受け持ち数は42人以内です。）

（看護補助者1人当たりの受け持ち数は42人以内です。）

2 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準項目

(1) 入院診療計画

「医師、看護師等の共同により総合的な入院診療計画を策定し、文書を交付し説明しております。」

(2) 院内感染防止対策

「医師、看護師及びその他医療従事者により構成された委員会を設置し、院内感染防止対策の取り組みを行っております。」

(3) 医療安全管理体制

「医療事故等に関する報告制度を整備し、各部門の責任者等で構成される委員会による安全管理体制の確保に務めております。」

(4) 褥瘡対策

「医師、看護職員等から構成される褥瘡対策チームを設置し、褥瘡に関する危険因子を評価しております。」

3 入院基本料等加算

(1) 療養環境加算（障害者施設等入院基本料）

「病床の面積が1床当たり8.4㎡（8㎡以上必要）を有しております。」

(2) 療養病棟療養環境加算1（療養病棟入院基本料）

「病棟床面積1床当たり16㎡以上の1病室4床以下で療養に必要な器械・器具を具備している機能訓練室を有しております。（但し、個室を除く）」

(3) 特殊疾患入院施設管理加算（障害者施設等入院基本料）

「障害者施設等入院基本料13対1を算定している病棟で、入院患者10人に対して1人以上の看護職員及び看護補助者を配置しております。」

(4) 看護補助加算1（障害者施設等入院基本料）

「障害者施設等入院基本料13対1を算定している病棟で、入院患者30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。」

基本・特掲診療料の施設基準

- 電子的診療情報連携体制整備加算3
- 人工腎臓
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 導入期加算1、腎代替療法診療体制充実加算
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- CT撮影
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
（手術名及び前年手術実績は別掲しております）
- 充実管理加算1
- 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料63

入院食事療養費

「食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。」

保険外負担サービス品

「当院では、下記の項目について実費負担として保険外サービス品を提供しています。」

その他の費用			
	選 択 サ ー ビ ス 品	単 位 (日)	単 価 (円)
1	冷 蔵 庫	1 日	1 6 5 円
2	テ レ ビ	1 日	1 6 5 円
3	1. 2セット	1 日	2 5 0 円
4	電 気 使 用 料	1 日	5 5 円

※料金は消費税込みです。

個室利用差額料金表

	部 屋 名	単 位 (日)	単 価 (円)	病 棟 種 別
1	201	1 日	1, 430円	一 般 病 棟
2	202	1 日	1, 430円	一 般 病 棟
3	203	1 日	1, 430円	一 般 病 棟
4	206	1 日	1, 980円	一 般 病 棟
5	207	1 日	1, 980円	一 般 病 棟
6	232	1 日	1, 980円	療 養 病 棟
7	233	1 日	1, 980円	療 養 病 棟

※上記病室のご利用を希望される方は、係までお申し出ください。
※ご利用料金は税込みの金額です。但し、1円未満の端数は四捨五入です。

文書料

	文 書 名	単 価 (円)	単 位 (通)
1	領収証明書	550円	1通につき
2	普通診断書（病院定型書式・簡易なもの）	2, 200円	1通につき
3	自賠責用明細書	2, 200円	1通につき
4	障害認定申請用診断書	3, 300円	1通につき
5	特定疾患調査個人表（申請書）	3, 300円	1通につき
6	自賠責用診断書	4, 400円	1通につき
7	入院証明書・診断書（各種生命保険提出用等）	5, 500円	1通につき
8	障害基礎年金診断書	5, 500円	1通につき

※上記以外の書類の料金は1階受付へご相談ください

※料金は消費税込みです。

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取り組み事項

当院では、看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、以下の取り組みを実施しております。患者さん、ご家族の皆様にも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



1. 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制

看護職員の負担の軽減及び処遇に関する責任者	● 事務長
看護職員の勤務状況の把握等	● 勤務時間 39.85 時間 ● 内、時間外労働 1.1 時間
夜勤に係る配慮	● 勤務後の暦日の休日の確保 ● 仮眠 2 時間を含む休憩時間の確保
多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議	● 開催頻度:年1回 ● 参加人数:平均 12 名
看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画	● 計画の策定 ● 計画は掲示・委員会等で周知

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

業務量の調整	● 時間外労働が発生しないような業務量の調整
看護職員と他職種との業務分担	● 薬剤師 ● リハスタッフ ● 臨床工学技士 ● 社会福祉士
看護補助者の配置	● 看護補助者の夜間配置
妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	● 夜勤の減免制度 ● 休日勤務の制限制度 ● 半日・時間単位休暇制度 ● 所定労働時間の短縮
夜勤の負担軽減	● 月の夜勤回数の上限設定

3. 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

● 11 時間以上の勤務間隔の確保
● 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで
● 暦日の休日の確保
● 看護補助者の夜間配置
● みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上

特掲診療科の施設基準(手術)に係る掲示

(期間 令和7年1月～令和7年12月)

・区分1に分類される手術

手術の件数

		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術

手術の件数

		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術

手術の件数

		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術

手術の件数

		手術の件数
	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	0

・その他の区分

手術の件数

人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	4
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用 しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	0
経皮的冠動脈粥腫切除術	
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心症に対するもの	0
その他のもの	0

胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術)	1
---------------------	---

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」 の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成28年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

ご来院時にご持参いただくもの

- マイナンバーカード（又は健康保険証）
- 受給者証（お持ちの方のみ）
- 紹介状（お持ちの方のみ）
- お薬手帳



*** 高額療養費制度の利用について、マイナンバーカードで受診される患者さん
については、「限度額認定証」は不要です。**

* マイナ保険証を利用されない方は、健康保険証をご持参ください。

なお、マイナンバーカードを持っているものの健康保険証としての利用登録を行っていない場合は、当院で設置しているカードリーダーから手続きすることが可能です。

(ご自身の「マイナポータル」からも手続可能です。)

▶ マイナ保険証についてお知りになりたい方は、厚生労働省 HP([マイナンバーカードの保険証利用について\(被保険者証利用について\)](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#))をご覧ください。

■ 入院の手続きに必要なもの

- 入院案内時にお渡しした書類一式・印鑑
- 診察券（お持ちの方のみ）
- マイナンバーカード（又は保険証）
- 上記以外の受給者証（お持ちの方のみ）



とっても
簡単!

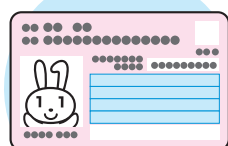
マイナンバーカード

1

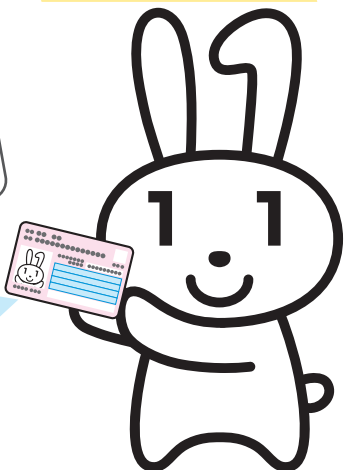


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



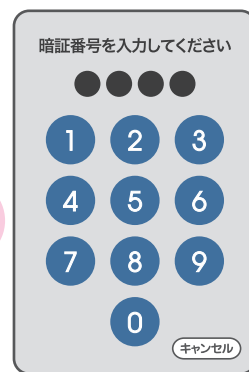
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意
しますか。
この情報はあなたの診察や健康管理
のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管理
のために使用します。

同意しない・40歳未満

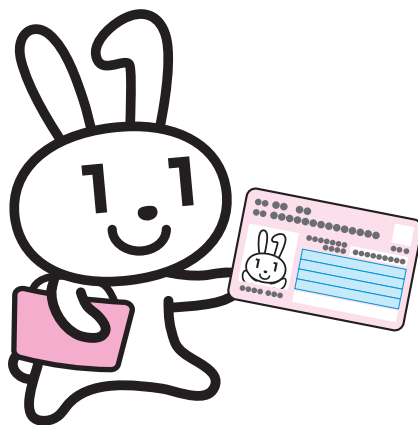
同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

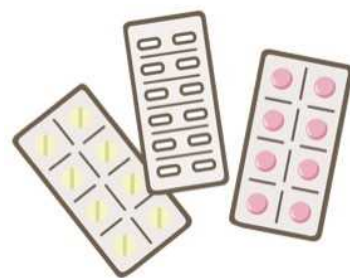
長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

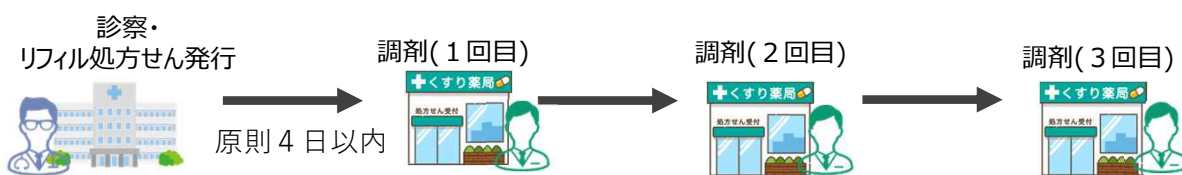
のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。



リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方ができません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

一般名処方加算について

お知らせとご協力のお願い

当院では、厚生労働省の方針に基づき、「一般名処方加算」を実施しております。

これは、医師が処方箋に薬の一般名(成分名)を記載することで、患者様がより柔軟にお薬を選択できるようにする取り組みです。

一般名処方加算とは

医師が処方箋に商品名ではなく、薬の一般名(成分名)で処方を行う場合に算定される加算です。

メリット

1. お薬の選択の幅が広がります
 - ◇ 同じ有効成分で、より安価なジェネリック医薬品を選択できます
 - ◇ かかりつけ薬局での在庫状況に応じて柔軟に調剤が可能です。
2. 医療費の削減につながります
 - ◇ ジェネリック医薬品を選択することで、お薬代を抑えることができます。
 - ◇ 医療保険財政の改善に貢献できます。

ご注意いただきたいこと

- 一般名処方であっても、医師が特定の薬剤を指定する場合があります
- すべての薬剤に対してジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 薬局での在庫状況により、お時間をいただく場合があります。

医療法人雄心会 新都市砂原病院 院長

一般名処方と長期収載品の選定療養について

【一般名処方について】

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方を行うことを言います。これにより、有効成分・効能効果が同一であれば、先発医薬品・後発医薬品(ジェネリック医薬品)の区別なく自由にお薬を選ぶことができるようになります。

また、一般名処方であれば、医薬品の安定的な供給が難しい状況にあっても、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

【長期収載品の選定療養について】

2024年の診療報酬改定により、同年10月から長期収載品の選定療養の制度が開始されます。

この制度は、患者さまのご希望を踏まえて長期収載品を処方した場合に、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者さまにご負担いただくものです。ただし、医師が、医療上の必要性があると判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合は対象外となります。

ご不明な点をご相談ください。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- ◇ 長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年以上が経過しているものや後発品置換え率が50%以上のものなどの要件に該当する医薬品です。対象医薬品は厚生労働省のホームページで公表されています。
- ◇ 選定療養とは、保険診療と保険外診療を併用できる制度のひとつであり、保険外診療にあたるものです。保険給付ではないため、消費税が別途かかります。

～慢性維持透析を行っている患者様へ～

当院では慢性維持透析を実施している患者様に対し、下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価及び、指導管理等を定期的に行っております。

定期的には下肢の状態観察を行い、状況に応じてABI（脈波検査）等の検査を実施し、検査数値が基準値より低値の場合は下記の専門的な治療体制の医療機関に紹介する連携を取っております。

○市立函館病院

循環器科、胸部外科または血管外科、整形外科または形成外科